

## 事後審査方式

### ◆電子入札の導入に伴い入札手順が変わります。

入札参加については、町のホームページにより入札参加募集を公告しますので参加資格要件を確認の上、電子入札に参加していただくことになります。

資格審査について従来は、一般競争入札の参加申請を受け付けて入札参加資格確認を行う「事前審査方式」で実施しておりましたが、事務処理の効率化、参加者の負担軽減を目的に、開札後に入札参加資格の確認を行う「事後審査方式」を導入いたします。

#### 従来からの変更点

##### 1 一般競争入札参加資格確認申請書の郵送が不要になります。

入札参加希望者は、事前の参加手続きが必要なくなり、希望する入札案件について直接電子入札システムで入札書を投入していただくことになります。ただし、システムの構成上、一旦参加資格確認申請を送信していただきますがこの時点では審査を行いません。

##### 2 開札の立会い

従来は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した方に立会いをお願いしておりましたが、今後は、入札事務に関係のない町職員が立会いをすることに変更します。なお、入札の透明性・公平性を確保するため、入札参加者を対象に申し込みを受け付け、先着3名まで開札会場に入室できるものとします。

##### 3 落札者の決定

開札後、最低価格提示者は一旦「落札候補者」となり、資格審査を受けることになります。落札候補者は、町から電話連絡等を行いますので、開札日翌日（翌日が土・日・祝日の場合はその翌日）の午前中までに資格審査書類（参加資格確認資料・技術者配置予定表・同種工事の施工実績表・総合評定値通知書）をFAX等にて提出してください。提出された書類の審査後、入札参加資格の要件を満たしていれば、落札決定の連絡をいたします。

なお、審査の結果、落札候補者が「資格を満たしていない場合」は、当該入札は「無効入札」となり、開札時の第2順位者を新たな落札候補者として、同じ手順で資格審査を行います。